

平成27年度被扶養者資格再確認に関するQ&A

(事業所担当者用)

Q1. なぜ被扶養者資格再確認を行うのですか？

A 健康保険法施行規則第50条により、保険者として被扶養者資格の再確認を実施しています。就職や収入超過等、本来は被扶養者に該当しないはずの人が認定され続けられないよう再確認を行います。

認定されない人を被扶養者に認定し続けることは、保険給付の不必要な増加及び加入者（被保険者・被扶養者）の人数に応じて算出される高齢者医療制度に対する支援金・納付金の増加にもつながります。

これらの増加は、結果的に健康保険組合の支出の増加につながり、ひいては保険料率の引き上げにつながってきます。

上記のようなことがないよう、当健康保険組合では被扶養者資格再確認を行っております。

Q2. 提出はまとめてしないとイケないのですか？

A 原則事業所にてとりまとめて提出してください。調書を分けて提出される場合は、その都度、調書総括表を作成し、添付のうえ提出してください。

Q3. 健康保険組合では住所の登録をしていないと聞きましたが、なぜ今回の調書に住所を記入しないとイケないのでしょうか？

A 同居・別居の確認に必要ですので、ご記入いただきますようお願いいたします。

Q4. 調書に記載されている「税法上の扶養家族で有・無」とはどういうことですか？

A 所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族の方の有無であり、年間の合計所得金額が38万円以下の方となります。給与所得だけの場合は、収入金額が103万円以下、公的年金等にかかる雑所得だけであれば収入金額が158万円以下（65歳未満の方は108万円以下）となります。以下であれば「有」、超えていれば「無」に○印を記入してください。

Q5. 「税法上の扶養家族」である場合、収入を確認する添付書類は必要ですか？

A 調書には、収入の確認できる書類等の添付が必要となりますが、事業所において、所得税法上の規定による控除対象配偶者または扶養親族であることが確認できる場合は、事業主の証明により収入にかかる添付書類を省略することができます。添付書類を省略する場合の証明は、実施要領の6-(1)-工を確認してください。

Q6. 11月30日に退職する被保険者がいます。調書を提出する必要がありますか？

A はい。平成27年10月1日時点での確認になりますので、退職予定の場合でも、原則添付書類と一緒に提出してください。ただし、添付書類と一緒に提出することが困難な場合（有給消化等）は、被保険者氏名欄に「〇月〇日喪失」と朱書きして提出してください。

Q7. 被保険者が調書を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？

A 再発行をしますので、当健康保険組合の業務課適用係まで連絡してください。

Q8. 被保険者が海外などの遠隔地にいるので、調書を郵便でやり取りしては時間も費用もかかります。なにか方法はないでしょうか？

A 調書は自署であれば被保険者印を省略できますので、Faxやメールを使ってのやり取りはいかがでしょうか。

Q9. 被保険者に督促をしていますがなかなか提出がありません。未提出のままでいいでしょうか？

A 調書は事業主・被保険者のご協力のもとに実施しております。調書を未提出の事業所には督促をすることになります。それでも提出がない場合は、被扶養者の要件を満たしていることが確認できないことから、健康保険法施行規則第50条により扶養の削除を行うこととなります。

Q10. 削除の申し出がありました。削除日が明確ではありません。いつの日付で削除の届出をすればいいですか？

A 削除日に関しては、削除の事実がはっきりわかっているならばその事実発生日での削除になりますが、収入等がいつから超過していたかわからない場合などは、調書の記入日をもって削除することとしますので、記入日の確認を正確に行ってから提出してください。